

平成23年8月8日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

雇用を増やした企業に対する 『税制優遇制度』が創設されました

平成23年度税制改正に伴い、雇用を増やした企業に対する税制優遇制度（雇用促進税制）が創設されました。今回は概要についてご紹介します。

■雇用促進税制の概要

平成23年4月1日から平成26年3月31日までの期間内にはじまる事業年度（以下「適用年度」といいます）において、雇用者増加数5人以上（中小企業は2人以上）、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たす企業は、雇用増加数1人当たり20万円の税額控除が受けられます。

※当期の法人税額の10%（中小企業は20%）相当額が限度となります。

■対象となる事業主の要件

1. 青色申告書を提出する事業主であること。
2. 適用年度とその前事業年度に、事業主都合による離職者がないこと。
※雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因が「3 事業主の都合による離職」であるもの
3. 適用年度に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人以上（中小企業（※）の場合は2人以上）、かつ、10%以上増加させていること。
※中小企業：資本金1億円以下または常時使用する従業員数が1,000人以下であること
4. 適用年度における給与等（※1）の支給額が、比較給与等支給額（※2）以上であること。
※1 給与等：使用人に対する給与をいい、法人の役員と特殊の関係にある使用人（役員の親族等）に対して支給する給与及び退職給与の額を除く
※2 比較給与等支給額＝前期の給与等の支給額＋（前期の給与等の支給額×雇用増加割合×30%）
5. 風俗営業等を営む事業主でないこと

■確定申告までの流れ

1. 事業年度開始後2ヶ月以内にハローワークへ「雇用促進計画」を提出する。
特例：平成23年4月1日～同年8月31日までに事業年度を開始した法人は、平成23年10月31日まで
2. 事業年度終了後2ヶ月以内（個人事業主は3月15日）にハローワークへ「雇用促進計画」の達成状況の確認を求める。
3. 達成状況の確認を受けた資料の写しを確定申告書に添付して、税務署へ提出する。

この税制控除を受けるためには、事前に「雇用促進計画書」の提出、雇用保険への加入が必要となりますので、ご注意ください。

「雇用促進計画」の様式・その他詳細については、以下 URL に記載されています。

【厚生労働省】<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>